○○共同企業体　協定書（素案）

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）　三重県市町総合事務組合発注の第３期共有デジタル地図（数値地形図）共同整備（修正）業務委託（以下「業務委託」という。）に関すること。

（２）　前号に付帯する事業に関すること。

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を三重県○○市○○町○○番地○○に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、平成○年○月○日に成立し、業務委託の委託契約の履行後３ケ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　　業務委託を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地○○
　○○株式会社　代表取締役○○　○○

○○県○○市○○町○○番地○○
　○○株式会社　代表取締役○○　○○

○○県○○市○○町○○番地○○
　○○株式会社　代表取締役○○　○○

（※構成員数に合わせて、追記すること。）
（※構成員が受任者の場合は別紙２「委任状兼使用印鑑届」が必要です。）

（代表構成員の名称）

第６条　当企業体は、○○県○○市○○町○○番地○○　○○株式会社　代表取締役○○　○○を代表構成員とする。

（代表構成員の権限と責任）

第７条　当企業体の代表構成員は、事業の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名

義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託代金（前払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　当企業体が使用する印鑑は、代表構成員が発注者との入札に参加した印鑑とする。

３　代表構成員は、各構成員との調整、連携を図り、当企業体の代表者として本業務委託に関する業務執行を確実かつ誠実に遂行する責務を負うこととする。

（構成員の出資の割合）

第８条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○株式会社　　％
　代表取締役○○ ○○

○○株式会社　　％
　代表取締役○○ ○○

○○株式会社　　％
　代表取締役○○ ○○

（※構成員数に合わせて、追記すること。）

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（企業体の編成）

第９条 当企業体の編成は、別紙のとおりとする。

（構成員の業務分担）

第10条　当企業体が事業を実施するに際し、各構成員の業務分担を次のとおりとする。

（１） ○○に関する一切の業務　　○○株式会社　代表取締役○○ ○○
（２） ○○に関する一切の業務　　○○株式会社　代表取締役○○ ○○
（３） ○○に関する一切の業務　　○○株式会社　代表取締役○○ ○○
（４） その他一切の業務　　○○株式会社　　代表取締役○○ ○○

２　各業務を分担する各構成員は、自らの責任において誠実に業務を履行しなければならない。

（運営委員会）

第11条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに事業の実施の基本に関する事項、資金管理方法、業務分担の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、事業の実施に当たるものとする。

（構成員の責任）

第12条　各構成員は、業務委託契約の履行及び当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任

を負うものとする。

２　各構成員は、自らが分担する業務以外の業務についても、発注者に対し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第13条　当企業体の取引金融機関は、株式会社〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表構成員名義の別口預金口座によって取引を行うものとする。

（決算）

第14条　当企業体は、業務委託の単位毎又は年度毎に当該業務についての決算をするものとする。

（利益金の配当の割合）

第15条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第16条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第17条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（事業途中における構成員の脱退に関する措置）

第18条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務委託を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち事業途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務委託を完了する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

６　脱退構成員が第 10 条に基づき分担していた業務については、速やかに運営委員会において新たに担当する構成員を定め、発注者に通知することとする。

（構成員の除名）

第19条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、事業途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第６項までを準用する。

（事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第20条　構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、第 18 条第２項から第６項までを準用するものとする。

（代表構成員の変更）

第21条　代表構成員が脱退若しくは除名された場合又は代表構成員としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表構成員に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表構成員とすることができるものとする。

（解散後のかし担保責任）

第22条　当企業体が解散した後においても、当該事業につきかしがあったときは、各構成員は共同してその責に任ずるものとする。

２　第 18 条から第 21 条の規定により脱退等した構成員については、その者が関与した範囲において前項の規定を適用する。

（協定書に定めのない事項）

第23条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社　代表取締役○○ ○○　外　●社は、上記のとおり、○○○共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するとともに、発注者へ２通提出するものとする。

平成　　年　　月　　日

共同企業体の名称
代表構成員住所
商号又は名称
代表者印

構成員住所
商号又は名称
代表者印

構成員住所
商号又は名称
代表者印
（※構成員数に合わせて、追記すること。）

（別紙）

共同企業体編成表（素案）

共同企業体運営委員会		
役職	会社名	氏名
委員長		
副委員長		
委員		
委員		
委員		

共同企業体事務所	所在地：	
所　長 （総括責任者）	会社名	氏名

事務 責任者	会社名	氏名

技術 責任者	会社名	氏名

役職	会社名	氏名	有資格名
監理技術者			
主任技術者			
担当技術者			

検査 責任者	会社名	氏名

調査 責任者	会社名	氏名

※　実態に合わせて作成すること。

※　必要に応じて、連絡先を記載すること。

（別紙２）

委任状　兼　使用印鑑届

平成　　年　　月　　日

（宛先）　三重県市町総合事務組合管理者

委任者　所在地又は住所
商号又は名称
代表者名

実印

私は、次の者を代理人と定め、貴職との間における下記に掲げる行為について一切の権限を委任するとともに、その行為に際して使用する印鑑についてお届けします。

委任する行為

1　見積又は入札に関すること。
2　契約の締結に関すること。
3　入札保証金及び契約保証金の納付、還付請求及び受領に関すること。
4　契約代金の請求及び受領に関すること。
5　その他契約に関すること。
6　業務履行並びに引渡しに関すること。
7　復代理人選任に関すること。
8　共同企業体結成に関すること。

受任者　所在地又は住所
商号又は名称
及び支店名等
役職名及び氏名

使用印

使用印（届）

使用印（届）